

岩手県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能教育施設の名称の変更の届出があった。

平成31年2月22日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

指定技能教育施設の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
北日本高等専修学校	星北高等学園	紫波郡矢巾町北矢幅第1地割9番地3	平成31年4月1日